

# 会 議 録

会 議 名	豊田市農業振興地域保全対策協議会 代表者会議
日 時	令和3年11月9日(火) 15時00分~16時30分
会 場	スカイホール豊田 大会議室
出席委員	別紙協議会委員名簿のとおり
欠席委員	なし
事務局	農政企画課 副課長 大上 良典 担当長 安藤 康朗 主 査 神谷 一平 主 事 瀧下 和真

## 1 あいさつ

(高部会長)

- ・本協議会の代表者会議は、令和2年1月の第1回会議以来、約2年ぶりの開催となる。一方、農振除外の個別案件について情報共有・意見交換をする実務者会議については、随時開催している。
- ・前回の会議でいかに優良農地を保全していくかを協議いただきたいとの意見をあつた。
- ・本日集まっていたいただいた皆様からの活発な意見と審議をお願いしたい。

## 2 委員自己紹介

各委員自己紹介

## 3 豊田市農業振興地域保全対策協議会の概要

(事務局) 安藤担当長説明

### (1) 農振法の概要

- ・農用地区域とは、市が定める農業振興地域整備計画で農業上の利用を確保すべき土地として指定された区域で農地の中でも特に守るべき優良農地
- ・農用地区域は、田や畑や樹園地といった耕作の目的に使われる農用地と、農業用倉庫や畜舎や温室のような耕作に必要な農業用施設の土地で使われる施設用地の二つに分類される。
- ・農地で住宅・工場・物流施設等を建設する場合は農振除外や農地転用の手続きが必要となる。農振除外は農用地区域から除外することで変更するには県の同意が必要となる。
- ・農用地区域は豊田市の中でも市街化調整区域とその他区域にあり、その中でも県が指定する農業振興地域内にある。
- ・農用地区域は原則開発行為が禁止されており、農用地区域から除外するためには農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に1号から5号までの5項目全てを満たさなければならない。

### (2) 協議会の目的・体制

- ・農業振興地域保全対策協議会は市、県、JA、土地改良区、農事組合法人が参加している会議体で、参画機関は全20機関。
- ・協議会の目的は、関係機関の連携を確保し、農用地区域における開発等に関する情報や考え方を共有することで、農用地の適正な保全を図ること。
- ・協議会設置以前、関係機関との協議・情報共有の場の不足や、担当者が持つ人脈に頼った調整といった問題点があった。これを受け、情報共有の場を創出し、担当が変わってもつながりが継続できるよう組織単位でのつながりを仕組み化することが設置の背景となっている。

・協議会設置のメリットは、以下3点。

- ①関係機関が農振除外の考え方を共有できること。
- ②農振除外の情報を事業が確定する前の事前相談段階で共有できること。
- ③農振除外の審査を関係機関から収集した情報に基づいてできること。

### **(3) 協議会の進め方**

- ・協議会は代表者会議と実務者会議の二層構造になっている。
- ・代表者会議は、各機関の代表者が参加し、参画機関の連携合意や農振除外方針の共有を図るため、年1回公開にて開催される。
- ・実務者会議は、必要に応じてその都度各機関の実務担当者で集まり、個別案件の情報共有や意見聴取を行う。
- ・市農政企画課の窓口で除外相談があった案件について、実務者会議にて情報の共有、意見聴取を行い、最終的に市農政企画課が除外の可否を判断するという流れになる。

## **4 報告事項**

### **(1) 指定市町村の指定について**

(事務局) 安藤担当長説明

#### **【指定市町村とは】**

- ・都道府県の代わりに農用地区域内の開発許可や農地転用許可等を行うことができる農林水産大臣から指定された市町村のこと。豊田市は令和3年5月28日付けで農林水産省へ申請、同年7月15日付けで指定の告示を受け、令和4年1月1日から指定市町村として業務を開始する。
- ・農地転用許可の指定市町村の数は63市町村で、そのうち県内は豊田市を含む4市町村。
- ・開発許可の指定市町村の数は26市町村で、そのうち県内は豊田市のみ。
- ・指定市となることによる主な変更点は、許可権者と審査基準が現在の愛知県から豊田市へ変わる点。
- ・指定されても変更がない点は申請受付と相談窓口の部署。従来通り開発許可は市農政企画課、農地転用許可は農業委員会事務局。
- ・指定市となることによるメリットは、市が定める農業振興地域整備計画の意図に合わせて農地転用の許可基準を定められることであり、今後総合的な事務執行により、メリハリのある農地行政を目指す。

(事務局) 安藤担当長説明

### 【農用地区域内の開発許可】

- ・農用地区域内での開発行為（土石採取、粘土・砂利採取、宅地の造成等）をする際は、許可を受けなければならない。
- ・許可不要となる主な場合は以下4点。
  - ①事業主体が国や地方公共団体である場合の公共性が特に高いと認められる事業。
  - ②農地法の農地転用許可を受けた事業。
  - ③土地改良法に基づく土地改良事業。
  - ④非常災害のために必要な応急措置として行う行為等。
- ・そのため開発許可が必要な事業は、農用地区域のうち農地法による規制がかからない土地（山林、原野、雑種地等の非農地）で行う一時的な農業以外の行為。豊田市内の対象となる土地は約10haで、農用地区域全体の約0.16%。
- ・豊田市における開発許可の実績は、直近15年で2件（平成15年に1件と平成24年に1件）。
- ・開発許可の基準は以下3点で、全てを満たさなければならない。
  - ①開発行為後農用地等として利用することが困難にならないこと。
  - ②周辺の農地の耕作に支障を及ぼす災害を発生させないこと。
  - ③農業用排水施設の機能に支障がないこと。

(市農業振興課 中村主査説明)

### 【農地転用】

- ・農地転用とは農地を農地以外にすること。農地転用許可制度の目的は、優良農地を確保するため、農地転用を農業上支障が少ない農地に誘導すること。農地転用許可が必要な農地は都市計画法に基づく区域（市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域外）で判断する。
- ・令和2年度農転許可件数279件、令和2年度農転許可面積23ha。
- ・農地転用許可基準は、立地基準と一般基準がある。立地基準により農用地区域内にある農地、甲種、第1種は原則転用不可になる。一般基準により周辺農地に影響がある、必要以上に面積が大きい場合などは転用不可となる。両基準を満たさなければ農地転用ができない。
- ・農地転用許可基準は、愛知県の基準を準用しつつ豊田市の特性を念頭に置いたものとする。豊田市の特性は、都市部では都市的土地利用と農業的土地利用が混在していること、山村部は人口減少（農業の担い手不足）により、農地保全が困難になっていること。
- ・それを踏まえて、農業振興整備計画で特定保全農用地区域の設定、甲種農地エリアを上郷・高岡・猿投に明示することにより、守るべき農地を明確化する。そして、都市計画区域外での住宅建築の農振除外審査を緩和し、都市計画区域外での住宅用地の転用面積を500㎡以内から1,000㎡以内へ緩和することで守るべき農地を保全する。

- ・国、県、指定市が行う農地転用は許可不要になる。ただし、学校や病院など農地法施行規則第 25 条に規定する施設を建てる場合は協議が必要となる。

## **(2) 農業振興地域整備計画の全体見直し**

(事務局) 安藤担当長説明

- ・全体見直しは農業振興地域の整備に関する法律第 12 条の 2 第 1 項に基づき概ね 5 年に 1 度計画に関する基礎調査を実施することとなっている。これは農業振興の計画的実施、情勢の変化に対応した適切な計画として確保するため。
- ・豊田市は昭和 49 年度に初めて農業振興整備計画が策定され、昭和 53 年度に第 1 回計画の全体見直しをしてから合計 10 回の全体見直しがされている。
- ・令和 2 年度の全体見直しは、通常令和 3 年度実施するところ 1 年前倒しして行い、令和 3 年 3 月 4 日に農業振興整備計画書の変更公告をした。
- ・令和 2 年度全体見直しの主な内容は以下 3 点。
  - ①計画の全体見直しによる除外
  - ②特定保全農用地区域の設定
  - ③ 4 ha 超の開発案件の記載
- ・①計画全体見直しによる除外は、近代化不可地、山林介在地・集落介在地等による除外で、除外面積は 129ha。
- ・②特定保全農用地区域の設定は、令和 2 年度全体見直しから新たに実施した。農用地区域のなかでもワンランク上の優良農地で特に保全する必要がある農用地区域。対外的に特に保全する必要があるエリアとして明示している。
- ・③ 4 ha 超の開発案件の記載は、市の農業振興整備計画に影響が大きい大規模な除外案件を事前に把握して記載した。

## **(3) 都市計画区域外における住宅建築の農振除外審査の緩和**

(事務局) 神谷主査説明

- ・豊田市は、令和元年 11 月より都市計画区域外（旭・足助・稲武・小原・下山地区）において、定住を促進し、将来の農業の担い手の確保を図るため、住宅建築に係る農振除外の審査を緩和する方針を打ち出した。
- ・審査緩和の内容は、除外申出地の地区への居住を希望するイコール原則必要性ありと認めること。その他申出地の代替地検討を簡略化、親族の所有地審査なし、交渉地一覧表の添付不要とすること。

- ・合わせて令和元年 11 月から住宅建築による農地活用相談窓口を山村地域の各支所（旭・足助・稲武・小原・下山支所）に設置した。
- ・その結果、都市計画区域外での住宅建築の除外申出件数は令和 2 年度 3 件、令和 3 年度（10 月末時点）2 件申出となっている。

（藤岡土地改良区 中垣委員）

- ・住宅建築に係る農振除外審査の緩和の対象地区に、なぜ藤岡地区は入っていないのか。南部は市街化が進んでいるが、一方で北部は現状過疎化が進んでいる。南部と北部異なる特徴のある地域があり難しいだろうが、審査緩和の対象地区に藤岡地区も入れてほしい。

（事務局）

- ・藤岡地区は都市計画区域内であるため、住宅建築をするには都市計画法上の開発許可を受け必要がある。農振除外の緩和をしても都市計画法上の許可要件を満たさないと家を建てることできないため、都市計画区域外と同じように取り扱うことが難しい。

（高部会長）

- ・このような話はその他の地域でも受けることがある。今すぐ回答はできないが、今後、都市計画区域内の過疎化が進んでいる地区（石野や、猿投等）で何かできないか検討を始めている。これは市全体の話になるので企画部局も含めて話をしていくことになる。

#### （４）農振除外事例紹介

（事務局）神谷主査説明

##### 【都市計画区域外での除外相談事例】

（事務局）瀧下主事説明

##### 【実務者会議実施事例】

## 5 意見交換

（中甲 杉浦委員）

- ・ 3 号要件について、県の同意基準に経営面積が 3 割以上縮小しないこととあるが、中甲は経営面積が大きいので、開発によって 3 割以上経営面積が縮小することはない。しかし、高岡地区は開発が多く、今後開発により経営面積が減少していくと経営に影響が出てくる。経営面積が減っても補償もない。同意基準にある「3 割以上」の部分の扱いを見直して欲しい。

（事務局）

- ・ 杉浦委員のご意見については、（3 号要件の基準について）大規模営農者への影響を考慮するなど市として検討する必要があると考えている。

(県農政課 小高委員)

- ・農振除外は農業振興地域内でどのように農業を振興していくかという市の計画に関するもの。改良区が言われた水の問題等は農業振興上問題があるのであれば、他部局へ意見を言う必要があると感じている。
- ・農業振興整備計画はマスタープランの中の計画の一つになる。マスタープランを検討するには公共性のバランスという話になる。(農業振興地域保全対策協議会は)そこで、農政部局が意見を言えるように関係機関の皆様から知恵をいただく場であると解している。関係機関からの知恵をいただくことによってよりよい農業振興整備計画を達成することにもつながると思う。
- ・また、豊田市の前回の見直しで画期的であったのが特定保全農用地区域の指定で、特に守るべき優良農地を定めエリアを公表していること。この件については、県から国へ報告している。
- ・国は耕作放棄地の問題もあって、白地の農地はあきらめつつある状況がある。一方で農用地区域に関してはこのまま守りたいという考え。農振除外はなるべくしない方がよいため、皆様から知恵をいただければと思う。協議会はそういった意義があると思うのでぜひこのまま継続して市の担当者へ知恵を授けていただきたい。

(高部会長)

- ・皆様から大変貴重な意見をいただいた。
- ・今日言えなかった意見や疑問などありましたら市農政企画課へお問い合わせを。
- ・以上で議題を終わる。議事の円滑な進行への協力に感謝する。事務局へ進行を返す。

豊田市農業振興地域保全対策協議会委員名簿（令和3年9月9日～令和5年3月31日）

番号	要綱上の協議会構成機関	職名等	氏名	備考
1	豊田市 産業部 農林振興室	室長	高部 広明	会長
2	愛知県豊田加茂農林水産事務所農政課	主幹	小高 久佳	
3	豊田土地改良区	事務局長	野場 嘉輝	代理出席 技術専門監 矢頭 更三
4	みよし土地改良区	事務局長	黒川 実	
5	明治用水土地改良区	課長	都築 功憲	
6	金山揚水土地改良区	理事長	清水 誠二	
7	愛知用水土地改良区 三好事務所	所長	江崎 聡	
8	藤岡土地改良区	事務局	藤田 一美	代理出席 理事長 中垣 重治
9	下山土地改良区	事務局長	酒井 正樹	
10	旭土地改良区	事務局長	松井 範一	
11	あいち豊田農業協同組合営農企画課	課長	天野 太郎	
12	農業生産法人 株式会社 中甲	代表取締役	杉浦 俊雄	
13	農事組合法人 若竹	代表理事	近藤 和人	
14	農事組合法人 柵塚会	代表理事	有我 保	
15	農事組合法人 逢妻	代表理事	菅沼 浩	
16	豊田市農業委員会事務局	局長	小木曾 哲也	
17	豊田市産業部農林振興室農地整備課	課長	宮田 昌和	
18	豊田市産業部農林振興室農業振興課	課長	谷原 美保	
19	豊田市産業部農林振興室農政企画課	課長	疋田 一男	副会長

番号	オブザーバー	職名等	氏名	備考
1	愛知県 豊田警察署 生活安全課	課長代理	松本 忠臣	
2	愛知県 足助警察署 生活安全課	係長	久嶋 康弘	